八幡平市市制２０周年記念事業動画作成業務 仕様書

１　目的

本市が市制20周年という歴史的な節目を迎えるにあたり、市全体で機運醸成を図るた

め、今年度は記念式典をはじめ、様々な記念イベントの実施が予定されている。

そのため、八幡平市市制20周年の記念として、更なる市政の推進を図るために、記念

動画制作を通じて市民の郷土愛の醸成と市内外への発信を目的に委託するものである。

２　業務履行期間

契約締結日から令和７年７月31日まで

３　履行場所

八幡平市内

４　制作物

（１）企画・構成

本市の20年の歴史を振り返り、これまで発展してきた本市の歩みや魅力を再認識する

とともに、八幡平市内外に対して発信する動画であること。

なお、制作する動画は、以下の指定する内容や長さとすること。

①動画時間

　　５分程度

　②本数

　　１本

　③内容

　　　・市制20周年記念式典（令和７年８月31日開催）で上映することがふさわしい内容

　　　であること。

・本市の歩みや歴史等を分かりやすく振り返ること｡

※市の広報紙や市が所有する過去の写真、動画を使用することができる。

・八幡平市内外に対して発信する内容であること。

・市制20周年記念ロゴマークを使用すること。

・動画の長さは本市と協議の上、決定することとする。

（２）動画の仕様

ア　アスペクト比は 16：9 とする。

イ　映像解像度は４Ｋ以上とする。

ウ　市制20周年記念式典での上映のほか YouTube などのＳＮＳ、市ホームページ、

各種イベント等での上映を想定して動画を制作すること。

エ　ナレーションやインタビュー等の音声が入る場合は、テロップを入れること。

オ　動画内に「八幡平市」と表記するなど、本市の制作を認識できるようにすること。

カ　基本的に表現方法は実写とするが、アニメーションやＣＧ、ＢＧＭ 等の使用によ

って、動画をより魅力のあるものにすること。

５　委託業務内容

（１）企画・構成

企画提案書に基づき、本市が所有する動画や写真素材を用いたうえで、独自の提案を

踏まえた企画・構成とする。決定した内容で脚本やデザイン等を作成すること。

（２）映像作成

本市で撮影した市内各所の動画や写真素材を提供するが、企画・構成に基づき、追加

で必要となる動画素材があれば、受託者で必要な動画素材の取材・撮影等を行うものと

する。

（３）編集

動画の編集を行い、アニメーションや ＣＧ、音響・ＢＧＭ・声優等によるセリフ・ナレ

ーション等を効果的に入れること。なお、完成までに本市による複数回の内容確認及び

修正指示の機会を設けること。

（４）調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請等の手続は、受託者

において行うこと。なお、必要に応じて本市と協力して実施する。

（５）権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理

に関する業務を契約履行完了までに行うこと。

６　著作権

ア　本業務の実施により完成した映像の著作権は、本市に帰属するものとし、利用及び

複製、再編集は本市において自由に行うことができるものとする。

イ　出演者や音楽素材等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の

支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、各種イベントでの活用や、

市ホームページ、YouTube、SNS など他の媒体で配信することの同意を得ること。

なお、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。

ウ　著作権等に関する紛争が生じた場合は、本市の責に帰すべき事由による場合を除き、

受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。また、本市に

損害が生じた場合にはその損害を賠償すること。

７　成果物

（１）成果品

ア　ＤＶＤ・Ｂｌｕ-ｒａｙ 各 ２枚

イ　動画データ（完成映像データ・素材データ）

（２）納期

令和７年７月31日（木） ※成果品が完成次第、随時納品すること。

（３）納品方法

ア　電子データを記録した ＤＶＤ-Ｒ、Ｂｌｕ-ｒａｙにより郵送又は持参により提出

すること。

イ　完成映像データのほか、テロップ及びＢＧＭを除いた素材データも提出すること。

ウ　ホームページや YouTube、ＳＮＳ等での上映を想定しているため、それに適した

データ容量とすること。

（４）納品場所

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市総務課

８ 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として

扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関

して知り得た情報の漏えい、減失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置

を講じなければならない。

９ 留意事項

（１）契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一

　　切を含むものとする。

（２）本業務において、この仕様書の解釈・記載が無い事項等に関して疑義が生じた場

　　合は、本市と受託者において別途協議の上、対応するものとする。

（３）受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項に

　　ついては、契約金額の範囲内で実施するものとする。